

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 5 号 抜 刷
2 0 1 6 年 12 月 発 行

守り子唄が教える人間関係の民俗

久 保 進
久 保 裕 愛

守り子唄が教える人間関係の民俗¹⁾

久 保 進
久 保 裕 愛²⁾

1. は じ め に

柴田（2014：117）は、近世初頭、「子どもが家や村の中で強く意識されてくると、やがて「子宝」意識が成立してくる」としている。例えば、柄井川柳が選んだ川柳には、近世の親のわが子に対する愛情が写實的に描かれている。

子ができて川の字なりに寝る夫婦
這えば立て立てば歩めの親心
寝ていても団扇うちわのうごく親心
(cf. 小松重男『川柳侍』：29, 55)

また、明治の親子関係は、江田（1977：182）に紹介されている1898（明治31）年生まれで、1919年に21歳で結婚し、その年に長男を産んだが、3年後に夫に先立たれ子供のためだけに生きていた木村タカさんについての「(…)子供をおいて働きに出ているタカさんは、張ってくる乳に、今ごろは子供が乳を欲しがって泣いているのでは…となんべん切ない思いをしたか、わからないと

1) 本稿は、久保進と久保裕愛ひろまの共同研究「人間関係の民俗」の成果である。両者は、各分担〔久保進（1章、2章、5章）、久保裕愛（3章、4章）〕をそれぞれ人間関係学と民俗学の観点で執筆し、相互に相手の分担章に加筆・擦り合わせの上、全体を統合した。

2) 日本民俗学会会員、日本口承文芸学会会員、松山観光文化コンシェルジュ講座「第28回ふるさとふれあい塾」講師、松山大学コミュニティカレッジ平成25年秋期講座講師。

いう」というエピソードと、彼女の「おれは、ただ働いて暮らした。わらはど(子供)、わらはど、わらはどといって暮らした」という述懐からその一端を推察することができる。

和辻(1991:171)は、「あらゆる時代を通じて日本人は家族的な「間」における利己心を犠牲にすることを目指していていた。(…)人はきわめて恬淡^{てんたん}に己の命も捨てた。親のためあるいは子のために身命を賭すること、それは我々の歴史において最も著しい現象である」と非利己的家族愛の普遍性を説いている。

しかし、以下で見るように、子守の民俗を観察する限り、そこに見出されるものは、「親の子供に対する自己犠牲」よりも「子供の家族に対する自己犠牲」の姿である。現在から見ると、親がいたいけない子供を女郎屋に売ったり、年季奉公に出したりすることは、考えられないことであろうが、谷口・松崎(編著)(2006:150)にあるように、当時の人々が直面した不幸な事態であった。

昭和初年までは、「子沢山貧乏」に象徴されるように、一人の女性が10人近くも出産した。医療環境の劣悪化もあり、生まれて間もない赤子が死亡することは珍しくなく、その際には「運が悪かった」「また産めばいい」という慰めの言葉を産婦にかけた。何人も産んでおけば生存の確率が高くなるという考え方が日本中に蔓延していた。この時代には現代のような少子化と異なり、一人一人の子供に注ぐまなざしは薄れがちであった。そのことが経済不況などの非常時に子供を捨てる行為を選択させてしまうことにもなったのである³⁾

ヨコタ(1997:70)は、明治中期より昭和の初めまで日本に住んだポルトガルの文学者モラエスの『日本精神』における言説を紹介している。彼によると、モラエスは、当時の日本人にとって「子供は夫婦の関係を強化する要素であっても、決して「愛の証し」ではない」、そして、日本人は「子供を求めて、

「愛を知らずに」結婚する」と考えたようである。ヨコタ（前掲書：78）は、さらに、「(…) 子供を「夫婦の愛の結晶」と読むプロトコルは、われわれが今、考えるほど自明でもなければ、不変でもない。それは歴史的に形成されたものであり、どこかに起源を持っている」とまで述べている。

近世・近代の日本の社会において、親子の結びつきが強くない、あるいは、その結びつきを享受することが許されない階層があったのであろうか。本稿では、不可避的な言語行為である守り子の子守唄・守り子唄によって明らかにされるその守り子唄が唄われた社会的・時代的背景とその中で生きることを余儀なくさせられた守り子や赤子、そして、その母親たちの民俗と人間関係を観察し、その現代的意味を考察する³⁾。

2. 守り子唄とは

2.1 はじめに

日本の子守唄は暗いものが多い。まず旋律が西洋音楽でいうところの短調である。歌詞に至っては赤子に聴かせるに相応しい内容か、今日感覚では疑問に思われるものも多い。「子守唄とは、子供を慈しみ、あやし、優しく寝かしつけるための唄ではないのか」というのは、育児という労働を、日本の母子の歴史を知らない人たちが抱く疑問であらう。なぜなら、それらは主に、赤子の親族ではない奉公人、守り子たちが自らの辛い境遇を嘆く唄だったからである。

3) 柴田（前掲書：111）は、古代や中世の社会における捨子について、「捨子の蔓延や捨子対策の不備は、庶民の家が未成熟で継続性を持たず、不安定であったことにその根因を求めることができる。そうした社会では当然幼児への関心は低く、ましてや幼児死亡率がきわめて高かったから、幼児は社会的にはとりかえのきく存在としてしかみられなかった（下線は引用者）」としている。また、右田（1991, 16）は、「間引き」について、「(…) 明治維新以前には、子供はすんなりと誕生を認められるとは限らなかった。「間引き」と称する嬰兒殺しが、全国的におこなわれていた。」とする。そして、「間引き」をする主たる理由は、右田（前掲書、17）によると、「年貢上納に見合うように米の生産と村の人口を絶えず調整しなければならなかった」ことにあったそうである。

4) 本稿では、子守、子守唄をあらわす言葉として、文脈に応じて「子守」、「守り子」、「子守唄」、「守り子唄」を用いる。引用文献においては、それぞれ、「子守」、「子守娘」、「子守唄」、「守り唄」、「子守女唄」等が用いられる場合があるが、原文のままにしてある。

赤松（1994：91）は、「唄は世につれ」る。同時に唄にも階級性がある」とする。彼は近世の民謡を「階級的自覚から発生した、いわば被支配階級の抵抗詩というべきものがあつた（赤松，前掲書：45）」と表現した⁵⁾。そうしたものは守り子唄，そして守り子が成長して姿を変えた女工の唄う女工唄に多かった。

2.2 民謡

民謡の多くは、「作業唄であるべきが本性（赤松，1994：27）」で「作者のない歌，捜しても作者のわかるはずのない歌（柳田，1990：15；317）」である。機械化以前の農作業や土木作業は，ムラうちや同業者が集まつての共同作業だったため，タイミングを合わせる必要からかけ声としての唄が生まれた。たとえば地搗き唄や木遣り唄などがある。また，延々と続く単調作業には，気を紛らわせるために唄が出た。臼挽き唄などがそれで，単調作業からくる眠気を紛らわせたという。唄は仕事の動作に制約された（cf. 上野，*et al.*，1978：239）。

歌詞は七七七五調が基調だったため，替え歌は容易だった（cf. 赤松，前掲書：8；北原，2003）。唄のレパートリーは多い方が，周囲も自身も飽きさせず，共同作業の場では恰好がついたことだろう（cf. 赤松，1994：439-440）。また，ムラからムラへ渡る行商人や旅から戻つた者が他所の唄を伝えることもあつた。歌詞をその土地の方言に直し，地名や風景を身近なものに替えれば，たちまち自分たちの唄にすることができた。各地で似たような唄が残っているのはそのためである（cf. 柳田，1990：24）。どのように取り入れるかは受容する側の自由だから，旋律や歌詞の選別・改変はもちろん，作業のリズムに合いさえすれば元の目的とは別の作業に転用されることもあつた。そのため，作業内容と関係が見いだせない歌詞も残っている（cf. 赤松，前掲書：42）。

5) もちろん，守り子たちによる抵抗詩ばかりではなく，母親がわが子に向ける愛情に満ちた明るく優しい唄もあつた。しかしまた，全ての母親が，優しい唄ばかり唄えたわけではなかつた。母親目線の歌詞にも暗いものがあつた（7頁を参照されたい）。

即ち、作業形態が変わると唄も変わり、機械化が進んで人手を必要としなくなると、唄も不要となり、消えた。そういった唄の流動性は、分類案をたてようとした研究者を苦勞させた。同じ唄でも編者によって、子守唄に分類されていたり、糸紡唄に分類されていたりする (cf. 赤松, 前掲書: 152)。唄の目的や、唄われる場所などで分けたいくつかの分類案が出されているが、厳密な意味での分類は不可能といえる (cf. 赤松, 前掲書: 337-341; 柳田, 前掲書: 24-25; 345)。

また、新たに民謡風に作曲された唄と、民謡との区別にも注意が必要である。前者を創作民謡、後者を伝承民謡と区別し、もちろん民俗学では伝承民謡を研究対象とするのだが、元が創作民謡であっても、民衆の側が受け入れ、なんらかの作業唄に転用し定着し伝承されていくと、ついには伝承民謡として取り扱うことが可能になる (cf. 赤松, 前掲書: 294-295)。

現在、子守唄を含め、民謡は舞台芸能化し歌い継がれてはいるが、元々それらのウタが担った役割は失われている (cf. 上野, *et al.*, 前掲書: 243)。

なお、民謡という語は、ドイツ語の *Volklied* や英語の *Folk song* の訳語として 1891 年に森鷗外、1904 年に上田敏などの文学者たちが使用したものであった。1906 年に国文学者の志田義秀が学術用語として使うことを提唱したが、暫くは俗謡、俚謡等の名称の方が優勢で定着しなかった (cf. 上野, *et al.*, 前掲書: 237)。

2.3 子守唄

子守唄には3つの種類がある。子守唄とは本来、赤子を眠らせるための唄であるが、起きている赤子を機嫌よく保とうとする唄も子守唄として扱われる。前者を**眠らせ唄**、後者を**遊ばせ唄**という⁶⁾。それらに加えて、日本独自の子守奉公人の境遇を唄った唄である**守り子唄**がある。研究者によっては更に細かな分

6) 西館 (前掲書: 17) は、**寝かせる**、**遊ばせる**、**子守する**を子守唄の三大要素と呼ぶ。

類案をたてているが、前項のとおり歌詞の内容がどうあれ歌手の目的によって「なに唄」かは、ころころ変わってしまうし、ひとつの唄で複数の目的をカバーしてしまう歌手もいただろうから、とりあえずの理解にはこの3種類で足りるだろう (cf. 福田, *et al.*, 2006 : 204)⁷⁾

2.3.1 眠らせ唄

西舘 (2004 : 22-28) にあるように、眠らせ唄の代表的なものといえば、『江戸の子守唄』である。

ねんねんころりよ おころりよ
 坊やはよい子だ ねんねしな
 ねんねの子守は どこへ行った
 あの子こえて 里へ行った
 里の土産に 何もろった
 でんでん太鼓に 笙の笛
 おきやがりこぼしに 振り鼓
 おきやがりこぼしに 振り鼓

西舘によると、この唄は宝暦明和頃、本所深川 (現・江東区佐賀町) の発祥で、参勤交代で江戸に来た武士、行商人、旅役者、年季明け奉公人などによって全国に伝播し、3,000 近くの類歌が生まれたとのことである。伝わった先によって土産の内容が変わったり、土産以外の褒美が変わったりするだけでなく、「ねんねんころりよ、おころりよ」という言葉も様々に変化している。例えば、群馬では、「ねんねんよう」、「ねんねんよう、おころりよ」、「ねんねんよ、ねんねんよ」、「ねんねんころころころころよ」と4通りの変異型が見られ

7) 右田 (1991 : 90) は、より細かい分類案を提示している。

る (cf. 北原, 2003 : 4-5)。

北原 (前掲書 : 39) に、「この子のかわいさ」という**母親の唄う眠らせ唄**がある。この唄は、母から子への限りない愛情を、数えるのが難しいさまざまな自然物に託した唄で、神奈川から採録されたものである。

この子のかわいさ かぎりない
山では木のかず 草のかず
天へのぼって 星のかず
沼津へくればば 千本マツ
千本マツばら こマツばら
マツ葉のかずより まだかわい
ねんねや ねんねんや おねんねや

しかし、全ての母親がただ可愛いというだけで育児をやりおおせたわけではなかった。育児のために、それまでこなしていた仕事をこなせないのは当然だが、それでは許されなかったようだ。周りから授乳にかこつけて仕事をさぼっているのだとみなされた。そこでは明らかに授乳という労働が軽く見られている。次の唄は、柳田 (1990 : 253) に採録されているが、まさに「あてこすり」、**「イヤ味」**を遂行していると言える。

五月田植えに泣く児がほしや
あぜに腰掛け乳のまそ

同様に、次の唄は、天草のもので松永 (1976 : 184) に採録されている

子もちゃよかばな子にかこつけて
あいじゃ寝もする楽もする

2.3.2 遊ばせ唄

遊ばせ唄の中に、唄に合わせて複数の子守、通常、祖父母と赤子がともに動作をするものがある（cf. 西舘，2004：32-33）。松永（1994：51）は、「(…)小さな動作をそれにくっつけ、あるいは子供の手を引いて歩くといった行動とつながるだけに、誰かがうたい出せば途中で別のものがそれを受けて歌うこともできるという性格を持っていた」としている。西舘（同上）は、今でもよく遊ばれている、「あがり目 さがり目 くるくるまいて ねこの目」をその一例に挙げている。

右田（1991：28）は、「千ぞ万ぞ」という遊ばせ唄を紹介している。この唄では、子守が赤子を膝の上ののせて、船が動くように体を揺すってやる。

千ぞや万ぞ お舟はギッチラコ
 ギッチラギッチラ漕げば 港が見える
 恵比寿か大黒か こちゃ福の神よ

同様に、次の唄は、栃木のもので北原（前掲書：24）に採録されている。注釈には「「えんや、もんや」はからだを揺すりながら拍子をとる時の言葉」で、「△△ちゃん」は守り役の膝の上にいるか抱かれている。

えんや、もんや、桃の木、
 桃がなったら誰にやる、
 ○○さんにひとつ、
 ××さんにふたつ、
 後ののこりはみんな△△ちゃん。

遊ばせ唄としては、その他に、右田（前掲書，35-36）が、3歳児を対象にした遊ばせ唄の代表として「手車遊び」を紹介している。この遊びでは、二人

の守り子が向かい合って両手で井型を作り、その上に幼児を乗せて、唄に合わせて揺すったり移動したりする。

2.3.3 守り子唄

守り子唄には、赤子を眠らせる目的ももちろんあったが、加えてつらい境遇から唄への逃避という側面が大きかった。赤松（1994：91）は、「ともすればこみあげてくる悲しみ、殊に女らしい不満を幼い胸に蓄積させて僅かに逃げ口を見つけたのが唄への「逃避」である」とする。しかし現実逃避をしようにも、現実の生活から離れた想像に必要なだけの教養すら彼女たちには無い。だから唄の題材は身近なものにならざるを得ず、狭い範囲のことしか唄いあげることができなかった。例えば、ムラうちの噂話など守り子唄に乗せ吹聴された⁸⁾

次の唄は、三重のもので北原（前掲書：138）に採録されている。

山で怖いのは猪、虎、^{おかめ}狼、
里で怖いのは、守の口。

以下でも見るように、他には、望郷の念、守り親への反発や面当て、裕福な同年代の娘への妬みや皮肉、守り子同士でのいじめ等を唄ったものがある。守り子唄には、次の唄のように守り子唄以外には取り上げられない題材があるゆえ、2.2で述べたような他の仕事唄と違って、転用されにくいという特徴を持つ。次の唄は、柳田（1990：146）に採録されている。

あの子えらそに白足袋はいて
耳のうしろに垢ためて

8) 赤子を背負って歩く中で唄いながら作るため、自然と歩く調子に合う唄になった（cf. 柳田, 1990：145）。

福岡の『博多の子守唄』は大正末期の花柳界でお座敷唄になった。芸者の中には守り子を経験した者もあったろうから、転用というよりは流用と呼んでよいであろう。歌詞の内容は奉公先の奥さんへの皮肉や悪口だが、芸者が唄うと客の夫人を皮肉るのに丁度よかったのである。

次の5つの唄は、福岡のもので北原（前掲書：351, 353）に採録されており、『博多の子守唄』の部分を構成している。「よういよい」というお座敷唄の掛け声が入っている。

うちの御寮さんな、がらがら柿よ⁹⁾
見かけよけれど渋ござる、
よういよい。

うちの旦那は位がござる、
なんのくらいか、酒くらい、
よういよい。

御寮聞け聞け、旦那どんも聞けよ、
守りを虐待すりゃ子に当たる、
よういよい。

あたしゃあなた負や、身の痩せ細る、
帯の二重が三重回る、
よういよい。

帯の二重が三重まではよかが、

9) 西館（2004：175）に、「がらがら柿」とは、「枝にぎっしりついた小さなしぶ柿のこと」とある。

締めて回せば四重，五重，
よういよいよ。

赤松（前掲書：129）には、「現代資本主義社会の成立につれて紡績産業へ、彼女たちの後裔である貧農の子女が吸収された」、「子守唄と女工唄とに相通ずるものが多いのは、また子守に出るような子供が成長して女工になった証拠であろう」とある。総じて、成長した守り子は、芸者や女郎、女工などになる者が多かったのである。

管見では、逆に守り子唄に転用されるものは多くあった。ただし、守り子たちの多くが思春期末満であったため、男性への憧れはまだ淡く、恋に関する歌詞は、節は同じでも所詮借り物であった。その点は、恋敵との争いや男女の性交を唄う女工唄、機織唄、お座敷唄などとは対照的である。

3. 守り子唄の背景

3.1 守り子

子守唄を唄ったのは、母親、祖父母、きょうだい、乳母、守り子ら子守をした者であろう。右田（1991：47）は、守り子には、「〈兄姉守り子〉〈互助守り子〉〈奉公守り子〉¹⁰⁾の三とおりの区別があった」とする。兄姉守り子は、兄や姉が下の子の子守をすることである。互助守り子は、右田の命名で、子守ができる兄や姉がない場合、親戚近所から適当な子供に子守を頼む風習である。当の本人である子供への相談は無く決められてしまうため、請け合った母親をうらめしく思う者もあったようだ。互助守り子に賃金は支払われなかったが、盆正月に仕着せが与えられた。農繁期には朝から夜遅くまで子守をしなければならず、そうしたときには三度の飯が赤子の家から出て、守り子は家には寝に帰るだけだったそうだ。親戚近所という顔見知りの間でのことなので、奉公守

10) 右田（前掲書）は、「雇われ守り子」とも呼ぶ。

りに比べて扱いは粗略ではなかったが、本人は気が張るものだったらしい (cf. 右田, 前掲書: 47-49)。

右田 (前掲書: 56) は、奉公守り子は、「期限をつけての身売りであり、金銭取引があった」としている¹¹⁾ 親は子供を遊女に売ると違い子守奉公は躰をしてもらえると考えていたものもいたそうだが、以下で見るように多くの場合守り子の負担は酷いものであった¹²⁾

ちなみに、右田 (前掲書: 64) は、守り子は兄姉守り子、互助守り子、奉公守り子の順で発生し、逆の順に消えていったとしている。

採集された多くの子守唄は、母親の唄か守り子の唄かまではわかっても、互助守り子の唄か奉公守り子の唄かがわからないものが多いように思う。採集の際に唄の背景まで気がまわらなかったのではないかと思われる。

3.2 守り子の背景

佐藤 (2008: 52-53) には、「子供期」の存在の有無が論じられている。例えば、7～8歳の年少の頃から、働きに出ることが当たり前である地域や時代においては、子供でいられる時期がその時期で終わり「小さな大人」として社会で機能させられることになる。

近世の日本の都市部では寺子屋が同時期に盛んになっているが、農村部では貧農の子供達が文字教育の恩恵をどの程度受けることができたかわからない¹³⁾ 一方、都市部にあっては、7～8歳から寺子屋に通い、徒弟制度の下で12～13歳頃には町人の子供達は、男の子は商家などに丁稚奉公に、女の子は女中

11) 松永 (1994: 113) は、「人間のはたらきを売るのが身売りであって、人間の生命まで売りとばすのではないという気持ちがつきまとっていた」ために、「人身売買が人権問題化する恐れはなく、むしろ逆にそれを正当化しようとする力の方が大きかったところに、民衆の犠牲の続出する原因がかくされていた」とする。

12) 松永 (同上) は、躰は「名目」であり、「それを正面におし出せばおし出すだけ、悲劇の根は深くかくされてしまうことになった」としている。

13) 西館 (2004: 93) には、「1921 (大正10)年、内務省の調べによると、子守奉公の少女は全国に9万人を数え、そのうち14歳未満が約5万5,000人で、小学校に通ったことのない子どもが大半だった」とある。

奉公に入っている (cf. 杉浦, 2003 : 138, 245 ; 杉浦, 2005 : 143 ; 磯田, 2016 : 24)。

赤松 (1994 : 107) によると、守り子は江戸時代中期から大正初期に全国的に流行したとのことだ。雇い主は、日本経済の発展に伴って興った新しい地主や商人といった中間層であった。江戸時代の後半には豪農の間で需要が高かったが、明治20年頃には一般中農にまで広がったという。赤松 (前掲書 : 107) は、また、「子守の発生が早期資本主義の農村への侵入と同時であるらしく考えられ」、「紡績産業が農村の女性を吸収するようになって、むしろ子守や女中奉公にやる方を好む親達があった。所詮古い大家に対する伝統的な尊崇が、「行儀見習」という口実を見出したのである」とする。また、女郎に出すよりはましだという親の精神的な負い目の大きさが違った (cf. 右田, 1991 : 56)。

大抵は貧農の少女が借金の代償に奉公に出された。通帳による前借が多く、年末の一括返済に向けて稼ぐのである。たとえ辛くとも、逃げ出せるものではなかった (cf. 西館, 2004 : 56)。

10歳前後の、場合によっては7歳くらいでも守り子に出せた。発育の早い男の子などは、5歳くらいから弟妹をおぶったというから、要は、赤子を背に括り付けても赤子の足が地に着かない程度の身長があれば良かったのではないかと思われる (cf. 右田, 前掲書 : 39)。現代の感覚では、子供にやらせる仕事ではないが、成長すれば力や器用さがもっと身につくため、他の仕事にまわされる。家事や野良仕事ができる人間に子守をさせておくのはもったいないということだろう。守り子などというものは子供でもできる仕事だと考えられているのではないか。

奉公の期間は年期、半期があり、盆や正月だけは里帰りが許された。藪入りといった。地域や家により藪入りの時期が異なることもあった。奉公先によっては土産を持たせてくれるところもあったらしいが、逆に、我子から酷使される状況を聞き、奉公先へ手土産を持たせることも多かったそう (cf. 右田, 前掲書 : 58 ; 松永, 前掲書 : 125)。

年季が明けても、雇い主・守り子双方が良ければ、契約更新となった (cf. 右田, 前掲書: 58)。

給料として、お金の他に着物や布をもらうこともあった。酷いところは帯一本というような価値観だったらしい (cf. 同上: 62)。給料に不服があっても言い立てられるわけもなかった。

これらの言説は、守り子たちが、家父長制家族制度の下において、制度と風土の二重縛りの中で、我が身を犠牲にしながらも、そこにある人間的不条理を不条理と捉えることも許されず、その不条理を無条件に受け入れざるを得なかったことを示している。

4. 不可避的言語行為としての守り子唄

「眠らせ唄」の項で見た歌詞は、子の可愛さを唄ったもので、歌詞に子に対する愛情があふれている。その意味で、「守り子唄」と呼べるであろう。

それに対して、これから分析する歌詞は守り子が唄う唄の歌詞であるが、その中には子に対する愛情はかけらも示されていない。赤松(1994: 129)は、「子守女唄は、それ故に彼女たちの悲鳴であり、力一ぱいの抗議であった(…)」とする。謂わば、守り子唄は、唄わずにはいられない、不可避的言語行為なのである。赤松(前掲書: 155)は、さらに、「子守唄となると搾取圧制が直接的であり、奴隷的であったから反逆的呪詛的なものが多数を占めており、女工唄は心理的にはこの影響を受け継いでいる」と続けている¹⁴⁾

4.1 守り子の境遇

守り子は、朝、授乳の終わった赤子を母親や乳母から受け取ると、おぶって外へ出される。赤子を負い紐かへこ帯でおぶって、冬はその上にねんねこを羽織った。手ぬぐいで頭髮を包むのは、赤子に髪が当たらないようにするのと、

14) 太田秀通(1975: 175)によると、「奴隷」という言い回しは、「身ぐるみ他人の所有物、財産となった人間」を意味している。

赤子が守り子の髪を引っ張るのを防ぐためだった (cf. 松永, 1976 : 172 ; 右田, 1991 : 44)。

次の唄は、高知のもので北原 (2003 : 323) に採録されている。

守りというもな辛いもの、
いぬにゃ叱られ、子にゃ泣かれ、
人にゃ楽なよに思われて、
頭の髪はむしられて、
腰から下はぼしょくさり。

守り子は、守り子仲間を組んでいるムラなら守り子仲間で集まる。大抵は寺社の境内のような、ひらけた場所で遊んだ。境内で自由にさせてくれる寺社もあれば、うるさいと追い払う寺社もあった (cf. 右田, 前掲書 : 51)。

近所に守り子が他にいなかったり、守り子仲間に加えてもらえなかったりした守り子は、ひたすら歩いたり、他家の軒先に立っては追い払われたりした。

次の2つの唄は、共に群馬のもので北原 (前掲書 : 29) に採録されている。

子守は楽なよで、辛いもの、
雨風吹くときゃ宿がない、
他人の軒端で日を暮らす。

子守は楽なよで辛いもの
雨降り雪降り宿はなし、
人の軒場に巣をとれば、
子供は邪魔だと追い出され。

守り子仲間があれば、背中から赤子を下ろして遊ぶこともできた。境内の木

陰や守り子小屋に赤子を寝かせて、一応気にはしながらも遊びに夢中になったことだろう。あるいは、交替で見張りを置いたかもしれない。しかし守り子仲間の無い守り子には、遊び相手はおろか、赤子を下ろすことさえできない。10歳前後の少女には、独力で赤子をおぶったり下ろしたりすることは無理だ。従ってそうした守り子は赤子を背負ったまま、何時間もその労苦と退屈を過ごした（cf. 右田, 前掲書：32, 52）。

次の唄は、兵庫のもので右田（前掲書：34）に、採録されたものである。

守りというもん つらいもん
朝から晩まで 負いつめて

「おろせるのは寝るときと乳やるときだけ」と回想するかつての守り子の言葉は象徴的であろう（cf. 松永, 1976：185）。昼、一度帰宅して赤子に乳を与えると、再びおぶって外へ出され、日が暮れるまで午前中と同様に過ごす。従って、通常は二度だが、帰宅が早すぎると三度外へ出されることになった（cf. 右田, 前掲書：55）。

守り子仲間があれば、赤子を背負い、幼児の手を引いて列になり、村中を唄って回った後、子の親が働く田んぼの畦道へと繰り出したそう。そうして早く帰るよう親に促すのだが、引き取ってくれるわけもなかった（cf. 右田, 前掲書：55）。

次の2つの唄は、順に、大阪と兵庫のもので北原（前掲書：220）に、採録されたものである。

西の果てから東の果てへ、
唄うて回るはやかましけれど、
これは私の役じゃもの

守りというものは浅ましいものよ、
道や街道で日をくらす。

守り子の食事は粟飯、粉飯、大根飯などの報告があるが、雇い主の側が何を食べていたかの報告は意外にも見ない。知ることすらない立場だったのかもしれない。とにかく、重労働の割には軽い食事であった (cf. 松永, 1994: 128)。

また、次の唄にもあるように水汲み、いろりの火起こし、炊き出し、掃除、糸取り、縄ない、草刈りといった他の労働に使われることもあった。本来の業務内容ではないが奴隷的身分の守り子に拒否権は無い。赤子を負った状態で子守以外の労働を同時に課されることもあった。他に下男や女中を置いている家ならば役割分担がされていくらか楽だったろうが、そうではなくて女中も兼ねるような守り子は、しまい風呂で夜が一番遅いのに、夜明け前には起きて水汲みなどの朝の仕事をせねばならなかった (cf. 右田, 前掲書: 56-57; 松永, 前掲書: 127-128)。

赤松 (1994: 333) は、「作業が個々の家庭を中心に行われたり、日雇労働として消化されるようになると、もっとも作業の犠牲を強要される者、一家庭でいえば若い娘、下女・下男・子守などの被使用人、日雇人足などに、不満が起こる」とする。

次の2つの唄は、順に、三重と愛知のもので右田 (前掲書: 57) と松永 (前掲書: 129) に、採録されている。

守りじゃ守りじゃと 言うておくれるな
水も汲みます 閉まりもします

泣いてくれるな身がやつれるに
身よりこころがやつれるに

右田（前掲書：30-31）によると、関東より北の寒い地方には、肌にしかに赤子をおぶってから着物を着る風習があったそうである。次の例に見るように、暖かいのは良いが、赤子がお漏らしした尿が守り子の背中を濡らし、肌のかぶれに困ったようだ¹⁵⁾

次の唄は、三重のもので右田（前掲書：31）に、採録されたものである。

背中雪隠に してもろといて
まんだそのうえ 叱られる。

子守を命じる書状が来た以上、自分の願いに反していようと、子守に行かなければならない。封建時代、貧農の子供は、家族の生計のために親が決めた年季奉公に出ないわけにはいかなかった。

次の唄は、赤松（前掲書：94）に、採録されたものである。

家が貧乏で兄は丁稚
わたしゃ子守で苦勞する
慈悲もないものわたしが父は
可愛い子を売り酒にする

この歌詞には、子への愛情が見られない親に対する恨みつらみが表現されている。家が貧乏なのは自分の家だけに限ったことではない。しかし、この子の親は、子供を年季奉公に出して手にしたお金で仕事もしないで酒を呑んでくれ自分を慰めている。子供が辛い目にあっているというのに、親は、**口べらし**をしたぐらいにしか考えていないのであろう。

15) 東北では「肌っコにおう」、佐渡で「はらべちょにおう」、金沢で「肌ほんほする」などと呼んだ（cf. 右田、前掲書：30-31）。

次の唄は、三重のもので北原（前掲書：139）に、採録されている。

子もりさすような邪険な親が、
なぜに乞食に させなんだ。

子守仕事の辛さを考えたら、いっそ乞食にしてくれた方がましだと訴えている。乞食は物貰いであるから、辛いことには変わりはないが、子守ほどの辛い労働はないということであろうか。この歌詞は、字義的には、守り子自身の親に対する質問である。そして、非字義的には、親に対する恨みの感情が表明されている。

守り子たちも成長する。するとどうなっていったのか。女性の明らかな成長は、初潮である。初潮の祝いは、地域、階層によって様々だが、守り子のそれは雇い主によった¹⁶⁾しかし、祝ってくれるものはほぼ無かっただろう。大抵は年長の守り子仲間が気付いて処置してくれることになる。初潮があるとわかると、親が連れ帰って酌婦や女郎に売る。そうでなくても夜這いの対象になった。十分に性的に成熟していなくとも、初潮さえ始まれば大人の女、即ち夜這いをかけてもよい女とされた（cf. 赤松、2005：165-168）。

次の唄はさらに悲惨である。守り子の年季を終えてやっと懐かしい我が家に帰れたと思うのもつかの間、今度は、女郎に売られてしまっている。少女の間は子守に、一人前の女になると女郎に売られる貧農の娘のやりきれない悲哀が唄われている。娘を売った金は、酒に化けるか年貢に化けるか、いずれにしても娘は救われない。

次の唄は、赤松（1994：95）に、採録されている。

苦勞して苦勞した其後で

16) 祝える階層では、「女子に初潮があると、赤飯を炊き、隣近所へ「初花祝い」を配ったり「娘宿」に仲間入りするなど地域により様々な風習があった（cf. 右田、前掲書：45）。

女郎に売るとはどうよくな

総じて、赤松（前掲書：459）は、「彼女たちの背景にある農村社会が女性共有を強制する男性の暴力と、それを、社会・風俗政策に利用した封建的権力にさらされていたことも、また、彼女たちの悲劇感を育てるのに不足はなく、唄の形成に大きい影響を与えている」としている。

4.2 守り子の自己調整

守り子は、子守仕事は辛くても、自分が生きてゆくためには他に選択肢はないと唄うことで自分自身に言って聞かせている。従って、これは、守り子が自分自身に語りかける「言い聞かせ」の**自己調整**行為である（cf. 久保, 2014：85-91）。

次の唄は、高知のもので北原（2003：323）に、採録されている。

霜月師走のごうさむ沍寒に、親も難儀、
その子についた守難儀、
嬢さん可愛ゆはないけど、
おままの種ぢゃと思やこそ。

4.3 子供はお荷物であったのか

次の唄は、高知のもので北原（2003：323）に、採録されている。その歌詞は、守り子の日常の仕事の辛さ情けない実情を表現している。

守りほどつらいものはない、
雨が降っても出にやならず、
雪が降っても出にやならず、
風が吹いても出にやならず、

いぬりゃ親御に叱られる、
この子は可愛うないけれど、
お飯の種じゃと思やこそ¹⁷⁾

この歌詞をよく考えてみよう。守り子が、悪天候の日であっても一日中屋外で赤子を背負って過ごさねばならないということは、背中に背負われている赤子も同じ環境に置かれているということである。

次の唄は、和歌山のもので北原（前掲書：234）に採録されている。そこには、守り子と赤子が一蓮托生であることが示されている。

守が憎いとて破れ傘くれて、
可愛い嬢さん雨ざらし。

ちなみに、右田（1991：28）には、「赤児に子守人がつくのはおよそ十か月め、赤児がはいはいを始めて、えじこ¹⁸⁾におとなしく入っていないようになってから後のことである」とある。

松永（1976：90）は、風邪をひいて泣く赤子を無理に負わされ外に出された守り子が、あやしつつ外を歩いて帰ってくると、背負い紐で首が絞まって赤子は死んでいたというエピソードを紹介している。この守り子は罪に問われるこ

17) 岡山などにも同様の唄がある（cf. 北原，前掲書：304-305）。

18) 右田（前掲書：18-19）は、「えじこ」（嬰兒籠）についておよそ次のように解説している。「えじこ」とは、藁編み、あるいは、木製の桶状の容器で、その底には、糠殻、木炭、灰、ほろきれなどを敷かれていた。赤子は、おしめを厚く着せられてその中に入れられ、上から布団でぐるまれ紐でしばられた状態で、長時間そのまま放置された。松永（1994：111）には、「えじこ」を用いると、農作業の合間に手を洗わなくても胸さえ肌蹴れば覆いかぶさって授乳ができる、という利点があげられていた。一応、赤子に触るには手を洗わなければならないという衛生観念のようなものはあったのだろうか（cf. 松永，1976：184-185）。ねずみにかじられる、犬になめられるなどの不衛生なことから、暖かいため猫に乗られて窒息死するという悲劇もあった（cf. 西館，前掲書：97）。それだけのリスクを承知で仕事にはげまねばならなかった農漁村の暮らしが見て取れるが、赤子には気の毒な話である。

とはなかったが、大変なトラウマを負ったことだろう。正月九日の寒い日のことだったという。風邪をひいた赤子を寒空の下に出すことがまず信じられない。首が絞まったのは風邪とは別問題だろうが、それがなくても風邪で死んでいたかもしれない。

次の唄が示すように、そのような死亡事故や怪我はざらにあったようだ。この唄は、愛知のもので、北原（前掲書：123）に採録されている。

守りさころぶな、あやまちするに、
人の大事なお子様だ。

頭の重い幼児体型の抜けきらぬ少女の背に赤子をくくりつけて、バランスが良い筈はなかった。赤子を背負ったまま転ぶ、川や肥壺にはまる等の事故は起きるべくして起きたのであろう（cf. 松永，1976：133）。

また、現代と違っておしめは厚く着せて、一日中取り換えることがなかったという。赤子は不快だと泣くものだから、当然気持ち悪くて泣く。そしてかぶれる。それも不快で泣く。泣いてばかりいる赤子も多かったのではないだろうか。それがまた守り子には負担であったろうし、夏は互いの背と腹に汗疹を作ったことだろう（cf. 右田，前掲書：30-31）。

繰り返すが、これらの守り子唄から観察されることは、守り子と守り子に守りされている子供は、同じひどい処遇に置かれていることである。我が子がそのような状況に置かれていることを知りながら、守り子の雇い主である子供の親は、我が子を不憫に思わなかったのであろうか。

次の歌詞は、文字通りには、「あなたが自分の子供を可愛いのなら、もっと子守を大切に下さいよ。さもないと、あなたのいないところであなたの子供にとぼっちりが行きますよ」という脅し文句である。もちろん、これは守り子の内言であり、雇い主に対して口に出して言われたものではない。口に出して言える立場にはないし、万が一そのようなことを言ったら、折檻をされるのが

オチである。従って、この発話は、字義的には暗黙の脅しであり、非字義的には、「もっと私のことを大切にしてほしいな」という暗黙の願望の表明である。

次の2つの唄は、和歌山のもので、それぞれ、北原（前掲書：233）と北原（前掲書：231）に採録されている。

我子かわいけりゃ、
守りに餅食わせよ、
守りがこけたら子もこけらよ。

旦那ようきけ、奥さまようきけ、
守りにきつすりゃ子にあたる¹⁹⁾

柳田（1990：149）に採録されている次の唄では、雇い主が我が子を顧みず守り子に預けっぱなしにしている事実を守り子が指摘している。

可愛がらんせ抱かんせ子じゃに
親の年忌を問う子じゃに

この歌詞は、「…可愛がらんせ・抱かんせ」とあるから、字義的には行為指示である。歌詞の中で、「年忌を問う」は、柳田（1990：149）によると、「死後に相続した者が、親を祭ること」を意味する。柳田は、続けて、守り子が「こんな事まで考え出して、母親にあてこすったのである」とする。つまり、守り子は、その理由を表す「子じゃに、年忌を問う子じゃに」を後に付けて、「あんた子なんだから、あんたが死んだ後祭ってくれる子なんだから、可愛がってやりなさいよ、抱いてやりなさいよ。どうして、可愛がってやらないのよ、抱

19) 埼玉、愛知、山梨、京都、高知などでも類似の唄がある（cf. 北原、前掲書：28, 122, 151, 240, 327）。

いてやらないのよ。守り子任せにして、放ったらかしにするのよ」といった非難を間接的遂行しているのである。

4.4 守り子間にも順位があった

佐藤（2008：54-57）は、一個の消費者として機能する90年代以降の子供を「小さな大人」と呼び、彼らの消費生活世界を大人の世間になぞらえて「プチ世間」と呼んでいる。赤松（1994：108）は、「子守女唄には独特の争気と哀愁があって、彼女らの仲間同士の間にかもされる雰囲気によってこそ、生かされるべき性格があった」という。その点で、近世・近代の守り子たちも、彼らの間で閉じられた「プチ世間」を形成していたものと考えられる。その世間の構成者は、同じ弱者でありながら、その中でも誰かが他のものより秀でた立場を取らないでは済まさない。右田（1991：51）には、「五、六人から十人の守り子が集まれば、（…）大きな子が「大将守り」「守り大将」「守り庄屋」などと呼ばれ、リーダーシップを執った」とある。さらに、右田（前掲書：52）には、「中にはいじ悪い大将守りもいたであろうが、兄姉守り子・互助守り子の集団の場合、よほどのことがない限り大将守りはいじ悪を卒業していて、いわば子分である守り子たちをかわいがり、面倒をみた」とあるように、大将守り子は、守り子仲間の間での秩序を保ったように思われる。

次の2つの唄は、順に、三重と奈良のもので北原（2003：136）と北原（前掲書：223）に採録されている。

守りの中にも大将がござる、
大将のいたら、仲良かろう。

守りの内でもだんだんござる、
少将中守、大将守。

上で述べたとおり、子守の合間にうまく遊ぶにはどうしても大将守りの指揮下、「プチ世間」である守り子仲間に入る必要があったが、遠方から来た奉公守り子は仲間に加えてもらえなかったり、意地の悪いことを言われたりしたようである²⁰⁾

次の唄は、徳島のもので右田（前掲書：49）に、採録されている。

守りも辛いが、よそから来れば
土地の子供が去ね去ねと。

次の2つの唄は、順に、愛知と兵庫のもので北原（前掲書：123）と北原（前掲書：222）に、採録されている。

お前どこだえ、言葉が違う、
みやか名古屋か岡崎か。

あいつみやんせ、他所からうせて
村内の子守をよせらかす。

女の子だけでなく男の子も守りをした。「男守り子」「男守り」と呼ばれ、兄弟守り子に多かったそう。体力的に女の子より早い5、6歳から子守を始める子もあり、女の子より適任なように思われるが、10歳くらいになると子守はやめて農作業の手伝いに回されたようだ。10歳を過ぎても守り子をしていると、まだ農作業ができないのかと馬鹿にされたそう（cf. 右田，前掲書：39）。ここからは、それぞれの性別に求められた役割、そしてやはり、子守という仕事が農作業などより軽視されていたことが読み取れる（cf. 西舘，2004：

20) 赤松（1994：92）にあるように、守り子には、自身の兄弟を兄弟守の他に、自村で雇われる者と他村から雇われる者がいた。

116-117)。

次の2つの唄は、兵庫のもので北原（前掲書：223）に、採録されている。

男守さん、あほらしなにか、
唄も知らんと子も泣くし。

男守りさん、恥ずかしゅうないかよ、
守は女にきめたもの。

次の2つ唄は、愛知のもので北原（前掲書：123）に、採録されているが、男守の不器用を示している。

守さ、子守さ、男の守さ、
お手もかけずに、ずりさげてやあ
あれよ。

守さ子守さ、男の守さ、
お子を大事にしておくれ。

富裕層は乳母を雇う。守り子同士の関係ではないが、乳母も守り子も雇えるような家で、乳母とソリが合わなければまた面倒であった。乳母は守り子より待遇が良く、それがまた癪であったろう。次の唄は、順に、新潟と兵庫のもので北原（前掲書：185）と北原（前掲書：223）に、採録されている。

可愛い可愛いと乳母のくせに、
なんで可愛いかる、ひとの子が。

おんば
乳母うまいもんぢゃ、
いと
嬢さんつれて、
花や紅葉を見てくらす。

4.5 赤子と守り子の人間関係

次の4つの唄は、前2つが奈良のもので、後ろ2つが和歌山のものである。それぞれ、北原（2003：244）と北原（前掲書：249）に、採録されている。そこには、自身が守りをする赤子に対する愛情の片鱗が見受けられる。

ねんねしなされ、この子は可愛いよ、
大きくなったらかしのなれよ。

師走三十日、出かわり来たら、
可愛いぼんさんおいていぬ。

この子、守りして賢う育て、
君のお役に立たせたい。

わ せ
私家のこの子は、賢て利巧で、
利巧で育てたお子じゃもの²¹⁾

赤子が数え年で3歳になるあたりで守り子の背からおろすようになる。守り子の背からおりると、守り子に手を引いてもらって歩くようになる。守り子の背には、次の弟妹がいることもあった（cf. 右田，1991：34-35；38-39）。

守り子であった者の中には、自分がかつて守をした子に会うと懐かしく思う

21) 福井などでも同様の唄がある（cf. 北原，前掲書：186）。

者もあったようだが、その一方で、松永（1994：25）の「守と子の人間関係をそのためにいっそう緊密にしたかったらしいが、守り子であったM婆さんの内部にはもっときびしい何かが巣くっていたのであった（下線部は引用者の加筆）」という回想と下の引用にも見られるように、守り子と守り子により守りをされた赤子の間の後年の人間関係は、親密なものとは言えない場合もあった。

「こちらはMさんに人一倍親しみをもっているのに、一も二もなく突きはなされた」と母は憤慨しているが、M婆さんはがめつさに徹していたし、何十年と苦労を重ねるうちにできあがった女の意地にもまた徹していたにちがいない。もはや、子守と子の人情など一たまりもなく崩れ去っていくほかない地点に立たされていたのであろう。母は自分の好意が裏切られたかのように失望し、怒っていたが、そういう人情の甘美な部分を踏みつけることで自分の苦労が報いられるのだという、図太い生き方をM婆さんは確立していたわけである。それは長い苦痛な時間への復讐でもあった。

5. まとめに代えて：守り子唄の現代的意味

前章まででは、守り子の民俗の観点から守り子唄に表象される弱者の民俗を鳥瞰した。本章では、人間関係の観点から守り子と守り子唄の現代的意味について考察する。

赤松（1994：129）は、守り子について、「彼女達は、近世封建社会の内部に胎動した資本主義的要素が生んだ子供である。封建的な温情的家族主義と、資本主義的労働形態との矛盾、否、二重の苛酷な重圧を最初に幼い肉体に経験したのが彼女達でなかったらうか」とする。

守り子は、過去のものであろうか。否である。現在にも守り子は形を変えて存在している。松永（1994：108）は、「子守娘の心情が時代や仕事の形・内容を超えて理解できると思われるのは、そういう背景がもつ〈支配〉と〈被支配〉

との関係が、今日もその人間関係において共通性を持っているからである」とする。現代社会には、企業収益のみを優先し、労基法無視あるいは労基法違反を覚悟で被雇用者に残業・長時間労働を強いるブラック企業と呼ばれる企業の存在がある。

求人広告の内容と実態が著しく異なる場合も多く指摘されている。筆者の耳に入ったものだけでも下記のような事項がある。

- ・募集要項には、育児休暇を保証するように謳いながら、実際にそのような事態が発生すると、「実はうちでは育児休暇は取れないんだよ」平然と云ってのける企業。
- ・月給制であることを謳いながら、日給制である企業。

また、本稿で観察した事象は、貧困の中で歪められた女性と子供の不幸という二重の課題が含まれている。とりわけ、守り子の人権、赤子と母親の価値が矮小化されている問題である。

守り子の年齢は、すでに見たように6～7歳から13～14歳までであるから、概ね現代の学齢期に相当する。つまり、守り子自身は、発達心理学でいう**社会化**の真っ只中にあるということである²²⁾一方、守りをされる赤子は、**自己中心的存在**でしかない。つまり、守り子と赤子は、互いに精神的にも肉体的にも未成熟な者同士の関わり合いということになる。守り子唄が発生する状況は、社会経済的状況の以前に個体の発達の状況が存在する。そのような状況において、守り子と赤子の関係が円滑に進むためには、周りの大人たちが、支援してやらなければならないのであつたのであるが、生産を優先し子供たちを放置したのである。

22) 「社会化」とは、人が幼児期から成人になるまでに、それまでの自己中心的対人関係から他者の存在を認識し、お互いの価値を了解しながら対人関係を形成する過程のことである。

そして、母親についても、生産が優先され「授乳という労働」が軽視されている。安部（2007：214-215）は、『世界こども白書』のテーマである「ジェンダーの平等が女性のみならず子供にも恩恵をもたらす」の趣旨を紹介している。確かに、女性の経済的自立・経済的エンパワーメントは、家庭内のみならず地域社会での異性間のパワーバランスを均衡化することにつながるかもしれない。しかしながら、それを実現するのは社会進出だけでは可能ではない。女性の社会進出のみを強調し、その陰で、親子の時間を奪われた母子の悲しみ苦しみを置き去りにしてはならない。女性の社会進出には、子供たちにそのしわ寄せが及ばない状況が整っていることが前提である²³⁾ 具体的には、母親が安心して働ける保育園や託児所が必要数設置されなくてはならないのである。しかも、その託児所は、健康児のみならず、罹病児への対応も求められる。これらのことは、国や地方公共団体のみならず女性を雇用する事業所もまた、単独、あるいは近隣の事業所と共同で取り組むべき課題である。アメリカでは、家族持ち学生や教職員を対象としたデイケアセンターが、筆者が滞在した40年前にすでに大学のキャンパス内に設置されていた²⁴⁾ 本邦でも、赤十字病院のような地域の中核病院では従来から院内保育園が設置されている。すでに資生堂の企業内保育所カンガルームのように企業内オフィスと同一建物内に託児施設を設置する企業があることは喜ばしいことである。愛媛県内でも、今治造船や伊予銀行などが取り組んでいる²⁵⁾ 政府も、「事業所内保育所（託児所）」の設置の推進に力を入れている²⁶⁾

行政ならびに企業は、就労者の確保のために主婦を家庭から無理やり引き出

23) 原（編）（2000, 192）も、家庭における母親の重要性について、「（…）昨今の子供をめぐって取りざたされる社会問題の論じられ方を見ても、依然として子育てにかかわる母親へのさまざまな要請は強いと言わざるをえない」と認めている。

24) アメリカ合衆国マサチューセッツ州立大学での筆者（久保進）の滞在経験（1979～1980年）を述べたものである。

25) 「首相も視察した資生堂の企業内保育所とは？ 10年先を行く、資生堂の育児支援制度」東洋経済 ONLINE、「伊予銀が企業内保育所 松山に 地域住民も受け入れ」日本経済新聞 電子版を参照。

26) 「企業内保育所に税優遇 土地や建物への地方税免除」日本経済新聞 電子版を参照。

し、子供から引き離してはならない。家庭を崩壊させてはならない。行政や企業は、子供の生育における母親の重要性を軽んじてはならないし目をそらしてはならない。真の共生社会は、母親・主婦が喜んで就業できる体制が整って初めて実現される。我々は、守り子が生きた時代に、生産に親を取られた子供達が、どれほど苦痛を与えられたかを再度考えてみなければならない。

本稿で観察した、貧困がもたらす特定の弱者へしわ寄せは、個人の自覚や努力では凌ぐことができないくらい強大である。個人のミクロなレベルでの取り組みには限りがある。個人と行政と企業が、手を携えてお互いの幸福のために持続的でより効果的な制度や政策を提言し実現できる社会システムを構築して行きたいものである。

参 照 文 献

- 赤松啓介. 1994. 『民謡・猥歌の民俗学』東京：明石書店.
- 赤松啓介. 2005. 『差別の民俗学』東京：筑摩書房.
- 安部芳絵. 2007. 「『世界こども白書 2007』～ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵～」『こども白書 2007』（日本こどもを守る会 編），214-215. 東京：草土文化.
- 市倉宏祐. 2005. 『和辻哲郎の視圏 古寺巡礼・倫理学・桂離宮』東京：春秋社.
- 磯田道史. 2016. 『江戸の家計簿』東京：宝島社.
- 上野和男, *et al.* (編). 1978. 『民族研究ハンドブック』東京：吉川弘文館.
- 江田絹子. 1977. 『津軽のおがさまたち 民間信仰の旅』弘前：北方新社.
- 太田秀通. 1975. 『世界の生活歴史3 ポリスの市民生活』東京：河出書房新社.
- 北原白秋 (編). 2003. 『日本伝承童謡集成 第一巻 子守唄 篇』東京：三省堂.
- 久保進. 2014. 『言語行為と調整理論』東京：ひつじ書房.
- 小松重男. 1992. 『川柳侍』東京：新潮社.
- 佐藤直樹. 2008. 『暴走する「世間」世間のオキテを解析する』東京：バジリコ.
- 柴田純. 2013. 『日本幼児史——子どもへのまなざし』東京：吉川弘文館.
- 杉浦日向子. 2003. 『お江戸でござる』東京：新潮社.
- 杉浦日向子. 2005. 『お江戸風流さんぽ道』東京：小学館.
- 谷口貢・松崎憲三 (編著). 2006. 『民俗学講義—生活文化へのアプローチ』. 東京：八千代出版.
- 西館好子. 2004. 『「子守唄」の謎 懐かしい調べに秘められた意味』東京：祥伝社.
- 原純輔 (編). 2000. 『日本の階層システム1 近代化と社会階層』東京：東京大学出版会.

- 福田アジオ, *et al.* (編). 2006『精選 日本民俗辞典』東京：吉川弘文館.
- 松永伍一. 1976. 『子守唄の人生』東京：中央公論社.
- 松永伍一. 1994. 『日本の子守唄 民俗学的アプローチ』東京：紀伊國屋書店
- 右田伊佐雄. 1991. 『子守と子守歌 その民俗・音楽』東京：東方出版
- 柳田國男. 1990. 『柳田國男全集 18』東京：筑摩書房.
- ヨコタ村上孝之. 1997. 『性のプロトコル 欲望はどこからくるのか』東京：新曜社.
- 和辻哲郎. 1991. 『風土 人間学的考察』東京：岩波書店.

参照ホームページ

- 「首相も視察した資生堂の企業内保育所とは？ 10年先を行く、資生堂の育児支援制度」東洋経済 ONLINE 9月24日 (<http://toyokeizai.net/articles/-/19595>; 2016年9月24日にアクセス)
- 「伊予銀が企業内保育所 松山に 地域住民も受け入れ」日本経済新聞 電子版 2016/6/14 6:00 (<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO03552560T10C16A6LA0000/>; 2016年9月24日にアクセス)
- 「企業内保育所に税優遇 土地や建物への地方税免除」日本経済新聞 電子版 2016/8/23 2:00 (<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO06382120S6A820C1EE8000/>; 2016年9月24日にアクセス)